

最高裁秘書第3528号

令和3年11月18日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

7月13日付け（同月15日受付、第030365号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「修習資金の返還に関する納入告知書の誤送付について」と題する文書（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）



修習資金の返還に関する納入告知書の誤送付について

司法研修所

トップ > 各地の裁判所 > 最高裁判所 > 司法研修所 > 司法修習生の修習専念資金の貸与等について > 修習資金の返還に関する納入告知書の誤送付について

司法修習期間中に修習資金の貸与を受けていた方(以下「被貸与者の方」といいます。)のうち、その返還期を迎えた方(修習期65期から68期)に対して、先般納入告知書を送付しましたが、そのうち一部の方(862名)については、事務手続上の誤りにより、現在お住まいの住所等ではなく、以前届け出て頂いた住所等に発送したことが判明しました。

該当する方につきましては、改めて正しい住所等に宛てて、謝罪と事情を説明した書面を添えて納付書を再送付する作業をしております。

今回、住所等の更新を適切に行わなかった結果、個人情報に觸れる郵便物の誤発送を生じさせたものであり、裁判所として重大な問題と受け止めております。

被貸与者の方及び関係の方々に深くお詫び申し上げます。

誤った住所等に発送した納入告知書については、可能な限り早期に回収するよう努めております。

今後も、本ウェブサイト上でも、適時に状況等をお知らせいたします。

(7/14追記)

本日、正しい住所等に宛てた納付書の発送を完了いたしました。重ねて被貸与者の方及び関係の方々にお詫び申し上げます。

また、既に納付を終えられた方につきましては、行き違いとなり申し訳ございません。大変恐縮ではございますが、二重の支払にならないようご注意ください。

(8/27追記)

誤った住所等に発送した納入告知書につきまして、8月27日現在の回収等の状況は以下のとおりです。

誤発送した納入告知書(862件)のうち、被貸与者の方の正しい住所等に転送されていることが確認できたもの及び最高裁判に返送されたものの合計数は、8月27日現在、517件となっております。

残りの345件につきましても、引き続き、その回収に向けて鋭意努力しております。今後の回収状況につきましても、適時にお知らせいたします。

1 司法修習期間中に修習資金の貸与を受けていた方へ

誤発送された方は、修習期65期から68期の方のうち、修習資金の貸与を受けていた方の一部になります。まだお手元に納入告知書が届いておられない方は、該当する可能性があります。ご心配をおかけして申し訳ございません。該当するかご心配・ご不安な方は、以下の連絡先にご連絡ください。

2 誤送付された郵便を受け取られた方へ

納入告知書を誤って送付してしまい、大変申し訳ありません。

つきましては、裁判所から、返送用の封筒を送付させていただきたいと考えております。お手数をおかけしますが、以下の連絡先にご連絡をいただきますようお願いいたします。

連絡先

担当

〒102-8651
東京都千代田区隼町4-2
最高裁判所事務総局経理局主計課出納係

司法研修所について

裁判官研修

司法修習

司法修習終了証明・在職証明等の申請について

司法修習生採用選考

司法修習生の修習専念資金の貸与等について

司法修習生に対する修習専念資金の貸与割の概要

修習専念資金の貸与を申請する司法修習生(選考申込者)及び貸与期間中の司法修習生へ

申請必要書類一覧

機関保証について

変更事項の届出等について

期初の利益の喪失について

修習専念資金～返還期間・返還期間中の手続について～

修習資金～返還期間・返還期間中の手続について～(第70期以前の方)

提出書類等～返還期間・返還期間中の手続について～

新型コロナウイルス感染症の影響により返還期限の猶予申請を検討されている方へ

修習専念資金貸与要綱の一部改正について

修習資金の返還に関する納入告知書の誤送付について

司法修習生の修習給付金について

その他司法修習に関する儀式について

司法研修所参与

電話

0120-648443 (フリーダイヤル・平日午前9時~午後6時)
03-3264-8111 (代表)
03-3264-8504
03-3264-8621

メール

svusyu-taiyo@nifty.com

裁判所について

- ・ 法院の窓口
- ・ 法官の仕事
- ・ 裁判官の手算子(表記・取扱い)
- ・ 裁判官会
- ・ 法官の手算子表
- ・ がんばつ状態がわかる
- ・ 法官がおられる所である
- ・ 法官にかける投诉制度と様式
- ・ 法官手算子の表
- ・ 各部門(シート)
- ・ 法官の取扱い
- ・ フィックス

最高裁判所・各地の裁判所

- ・ 法官の仕事
- ・ 法官の裁判所
- ・ 法官の手算子(表記・取扱い)
- ・ 法官の取扱い

裁判手続案内

- ・ 裁判所が扱う手続
- ・ 裁判所の担当人物
- ・ Q&A
- ・ みやの手算子
- ・ 裁判官が利用する方へ
- ・ 中立勢でもらう手算子
- ・ リンクイン手続き
- ・ 裁判所・タルサイト

統計・資料

- ・ 刑法統計
- ・ 令用法
- ・ 公表資料
- ・ 裁判所データシート
- ・ 司法統計技術システムの使い方

関連情報

- ・ 裁判官会
- ・ ADRポータルサイト
- ・ 災害法の特徴
- ・ 裁判官と裁判
- ・ お問い合わせ

採用情報

- ・ 聘用会
- ・ インターンシップ
- ・ ハンブルー
- ・ 長期雇用
- ・ 法官の仕事について
- ・ 法官候補者

裁判例情報

お知らせ

お問い合わせ

最高裁判所

〒102-8651 東京都千代田区草町4番2号 [Map](#)
電話: 03-3264-8111 (代表)



裁判所のウェブサイトでは、一部PDFを利用しています。PDFファイルをご覧頂くためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。ボタンをクリックし、Acrobat Readerをダウンロードして下さい。

[サイトマップ](#) | [このサイトについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [YouTube](#)

Copyright © Supreme Court of Japan. All rights reserved.